

## 2026年度大牟田市広告入りごみ・リサイクルカレンダーに係る寄贈希望者募集要領

この要領は、大牟田市広告入りごみ・リサイクルカレンダーの寄贈に関する要綱（平成28年9月7日施行。以下「寄贈に関する要綱」という。）に基づき、大牟田市が配布するごみ・リサイクルカレンダー（以下「広告入りカレンダー」という。）の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとします。

### 1 寄贈希望者の応募資格

次の要件を満たし、広告入りカレンダーの寄贈が可能な者とする。

- (1) 地方自治法施行令の欠格事項（第167条の4）に該当しない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者（次のいずれにも該当しない者）
  - ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
  - オ 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

### 2 広告入りカレンダーの仕様

- (1) 必要枚数 60,000枚

① 倉永・吉野校区版	5,850枚
② 上内校区版	900枚
③ 銀水・羽山台校区版	7,800枚
④ 高取・三池校区版	6,600枚
⑤ 平原・白川校区版	6,000枚
⑥ 明治校区版	3,100枚
⑦ みなと・天領校区版	6,550枚
⑧ 駛馬校区版	4,050枚
⑨ 手鎌校区版	4,200枚
⑩ 大牟田中央・玉川校区版	6,550枚
⑪ 天の原・大正校区版	5,800枚
⑫ 中友校区版	2,600枚

※各校区の世帯数に大きな変動がある場合は、協議をお願いします。

- (2) 配布期間

納入日から令和9年3月31日まで

(3) 仕様

- ① 紙質 再生紙・厚紙・コート紙57.5K
- ② 規格 B3版 両面刷り 要4つ折り
- ③ 印刷色・数 オールカラー
- ④ 広告入りカレンダー表面の上部4分の3を6ヶ月分のごみ・リサイクルカレンダーとごみ・資源物の出し方等、下部4分の1を広告としてください。(裏面も同様)

⑤ 広告規格

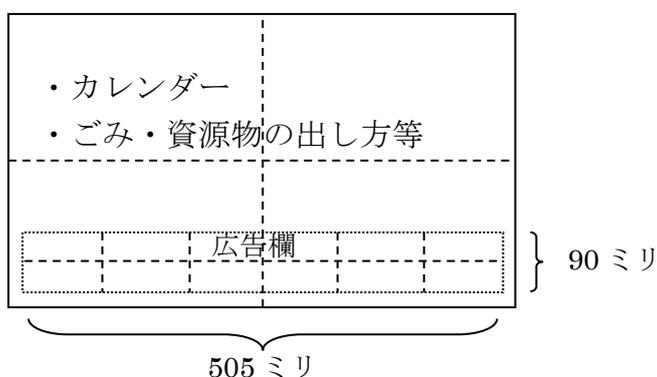
掲載面	広告枠のサイズ	枠数	色数
広告カレンダー 両面	縦90ミリ×横505ミリ(最大)	2~24枠 (片面12枠で両面同じ 広告可)	任意

表面・裏面

(B3サイズ364×515)

横端余白5ミリ×2

下端余白5ミリ



※カレンダー及びごみ・資源物の出し方等のレイアウト・イラスト等については、打ち合わせをお願いします。

※納入時にPDFデータの提出をお願いします。なお、PDFデータについては、本市の業務(ホームページ掲載等)以外には使用しません。

※カレンダー表面に「このカレンダーは、広告主の協賛により寄贈されたものです。」と表示してください。

(4) 納入時期

納入期限までに一括して納入してください。納入期限は、令和8年2月13日(金曜日)としますが、納入日については協議をお願いします。

(5) 納入場所及び枚数

① シルバー人材センター1階(北磯町)

倉永・吉野校区版	5,000枚
上内校区版	550枚
銀水・羽山台校区版	6,250枚
高取・三池校区版	5,600枚
平原・白川校区版	5,100枚
明治校区版	2,450枚
みなと・天領校区版	5,700枚
駛馬校区版	3,200枚
手鎌校区版	3,600枚
大牟田中央・玉川校区版	5,550枚

天の原・大正校区版 5, 150枚

中友校区版 2, 300枚

※各校区の枚数は、令和8年1月の世帯数により変更する場合があります。

② 大牟田市役所南別館 環境業務課

広告入りカレンダーの総枚数からシルバー人材センター納入分を差し引いた枚数を納入してください。

(6) 梱包

300枚ごとに梱包し、100枚ごとに仕切りを入れてください。

### 3 広告主及び広告内容の基準

(1) 広告主及び広告内容の基準については、大牟田市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行）及び大牟田市広告掲載基準（平成19年4月1日施行）に従ってください。なお、個人の氏名や写真、販売期間等の期日が明示された広告は、掲載できません。

(2) 寄贈採納の決定を受けた者（以下「寄贈決定者」という。）は、広告主の募集に当たり、広告主の所在地が大牟田市内である企業又は事業者等が全体の広告主の8割以上を占めるよう努めてください。

(3) 寄贈決定者は、広告主の所在地が大牟田市内である場合は、広告主が記載した承諾書（様式第2号）を提出してください。

ただし、広告主所在地が大牟田市外である場合は、広告主の本店所在地の税務署が発行する「納税証明書（その3の3）」又は「納税証明書（その3の2）」（3ヶ月以内に発行されたもの）を提出してください。

(4) 寄贈決定者は、広告主が記載した役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）を提出してください。

### 4 募集期間・応募方法

(1) 募集期間 令和7年7月3日（木曜日）から同月18日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出書類

- ・ 広告入りカレンダー寄贈採納申込書（様式第1号）
- ・ 登記事項証明書（法人の場合）（申請日前3ヶ月以内に発行のもの：コピー可）
- ・ 身分証明書（個人の場合）（本籍地の市町村で申請日前3ヶ月以内に発行のもの：コピー可）
- ・ 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に発行のもの：コピー可）
  - ① 国税の納税証明書（法人の場合：その3の3・個人の場合：その3の2）
  - ② 県税に未納のない証明書
  - ③ 大牟田市税に滞納のない証明書（市内の寄贈希望者のみ）
- ・ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）

(3) 応募方法

提出書類を郵送又は持参により下記に提出してください。

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市環境部環境業務課

（電話）0944-41-2723

## 5 寄贈希望者の決定方法

- (1) 広告入りカレンダー寄贈採納申込書を提出した者を対象に寄贈に関する要綱第6条の規定に基づき決定します。
- (2) 応募結果については、すべての申込者に文書で通知します。
- (3) 寄贈希望者は、協定締結に際し、暴力団排除措置のための誓約書（別紙1）を提出してください。なお、この誓約書の提出がない場合は、協定の締結はできません。

## 6 協定書の提出

寄贈決定者は、当該決定に係る通知を受けた日から14日以内に大牟田市と広告入りカレンダーの作製及び寄贈に関する協定書（別紙2）を締結してください。

## 7 広告入りカレンダーの作製

- (1) 寄贈決定者は、広告掲載内容審査申込書（様式第4号）を提出し、広告主及び広告内容について承認を受けてください。
- (2) 前号の承認に当たり、広告の内容等に修正、削除等が必要と判断した場合は、寄贈決定者を通じて広告主に修正、削除等を求めることがあります。
- (3) 寄贈決定者は、広告掲載の承認を受け、印刷しようとするときは、再度、確認のため環境部環境業務課に原稿を提出してください。

## 8 その他

- (1) 寄贈希望者は、募集要領、寄贈に関する要綱、大牟田市広告掲載要綱及び大牟田市広告掲載基準を熟読の上応募してください。
- (2) 提出された書類等は返却しませんのでご了承ください。

## 9 問い合わせ先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市環境部環境業務課

(電話) 0944-41-2723 (FAX) 0944-41-2733

(Eメールアドレス) e-kankyoyoumu01@city.omuta.fukuoka.jp